資料Ⅲ

3．その他
（１）専門的財務監査指摘事項の集計方法について

■ 従来の集計方法（令和２年度～６年度）

立入調査結果通知書の記載文を読み解き、公表文言28種類のどれにあたるかを都度分類。
→うちTop10の件数を協会ポータルサイトにて公表

（集計例）

（別添）専門的財務監査評価基準		立入調査結果通知書（専門的財務監査）記載文（＝施設への通知文）
監査事項No.	監査事項、評価事項	
３_収入_(２)その他収入_ウ	（監査事項）職員や保護者からの実費徴収等の収入によって支払われた支出がある場合には、当該金額を収支決算書の調整項目で支出の減算処理をしているか確かめる →（評価事項）当該項目について減算処理をしていない	職員及び保護者から徴収した経費を財源とした取引は、助成対象外であることから、収支決算書において調整のうえ、除外すること。

公表文言
①運営費完了報告の収支決算書に助成対象外の支出が計上されている。
②現金の管理（現金実査等）が適正でない。
③固定資産の現物実査が行こなわれていない。
④経費支出の計上額が不明確または誤っている。
⑤保育事業に関わる経理規程が設定されていない、または内容に不備がある。

記載文ごと、どの公表文言が当てはまるかを確認し、計上する。

⋮

3．その他
（１）専門的財務監査指摘事項の集計方法について

■ 変更後の集計方法（令和７年度以降）

（別添）専門的財務監査評価基準の監査事項No.ごとの集計とする。
→公表文言は監査事項No.ごとに評価事項内容を基本とし、よりわかりやすくした文章とする。
監査事項数106のうちTop10の件数を協会ポータルサイトにて公表。

（集計例）

（別添）専門的財務監査評価基準		立入調査結果通知書（専門的財務監査）記載文（＝施設への通知文）
監査事項No.	監査事項、評価事項	
３_収入_(２)その他収入_ウ	（監査事項）職員や保護者からの実費徴収等の収入によって支払われた支出がある場合には、当該金額を収支決算書の調整項目で支出の減算処理をしているか確かめる。 →（評価事項）**当該項目について減算処理をしていない**	職員及び保護者から徴収した経費を財源とした取引は、助成対象外であることから、収支決算書において調整のうえ、除外すること。

監査事項No.	公表文言
３_収入_(２)その他収入_ウ	運営費の助成対象となっている経費に、職員や保護者からの実費徴収等の収入によって支払われた支出がある場合に、当該金額について収支決算書の調整項目で支出の減算処理をしていない。

3．その他
（１）専門的財務監査指摘事項の集計方法について

■ 集計方法を変更するに至った理由

- ◆ 今までの集計方法では、公表文言一つに複数の監査事項No.が不規則に紐づいていた。
  →集計方法が複雑で対応できる人員が限られていることにより、集計結果の算出に多くの時間を費やしていた。
- ◆ 一般の立入調査、専門的労務監査は監査事項No.ごとの集計となっていることから、
  監査結果の集計業務において手順のバラつきがあった。
- ◆ 事業者が公表された集計結果を見た際に、どの監査事項No.に対して多く指摘があったのかがわかりづらい。
- ◆ 新たな監査事項が追加になった際にも公表文の中に埋もれてしまい、どの程度の影響があったのかがわからない。

■ 集計方法を変更することによるメリット

- ◆ 集計を監査事項No.ごとにすることにより、対応できる人員が増え、集計結果の算出時間短縮につながる。
- ◆ 集計方法を他の指導監査（一般の立入調査、専門的労務監査）と手法を揃えることにより、
  監査結果の集計業務が平準化される。
- ◆ 監査事項No.ごとの集計とすることで、各年度ごとの指摘事項の傾向をつかむことができるようになる。
- ◆ 新たな監査事項が追加になった際にも、監査事項No.ごとの集計とすることで、追加になったことによる影響度を掴むことができる。

なお、集計方法の変更による影響を比較、検討するため、以下のように対応したい。

令和７年度

経年比較データも必要であるため、従来どおりの手法と変更後の手法の両方で集計、公表

令和８年度以降

変更後の手法のみで集計